

2026年2月6日

お客さま各位

株式会社トマト銀行

トマト教育資金贈与預金（みらいへのおくりもの）の申込終了と 申込受付期限の変更について

平素よりトマト銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和8年度の税制改正大綱にて「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」は、2026年3月31日をもって適用期限が終了となる旨の発表がありました。

上記公表を受け、当社においても教育資金贈与預金〈みらいへのおくりもの〉（以下、教育資金贈与預金）の新規契約・追加申込を以下の期限を以て終了といたします。

今後ともお客さまにご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

記

1. お申込受付期限

上記公表を踏まえ、申込数の増加が予想されることから、ご契約を確実に成立させるために、申込期限を2026年2月27日（金）までといたします。

新規契約・追加申込の受付期限	2026年2月27日（金）申込受付分まで
----------------	----------------------

※上記申込受付期限内にお申込書類一式をお客さまサポートセンターへご提出いただく必要があります。

2. ご留意事項

- 既に教育資金贈与預金を契約されているお客さまにつきましては、引き続き本非課税措置は適用される見通しですが、追加申込は上記申込受付期限までになります。
- 新規契約・追加申込が集中した場合、お申込受付期限（2026年2月27日）以前にトマト銀行での申込受付を終了させていただく場合がございます。
- 申込受付期限内にお申し込みされた場合でも、お申込内容や必要書類に不備があった場合は2026年3月31日までに契約手続きが完了せず、本非課税措置をご利用できない場合があります。

以上